

# 農地現況証明書(証明願)

(田→畑、畑→田、雑種地等→田・畑)

## 土地の要件

申請地は、現況が農地で、耕作作物や農地の状況で判断します。

農地とは「土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することを目的に供される土地」のことをいいます。

## 証明願及び意見書

「農地現況証明書(証明願)」及び「農地現況証明に関する意見書」ともにご提出下さい。  
「農地現況証明に関する意見書」に担当農業委員の署名押印が必要です。

地区名\_\_\_\_\_

担当農業委員\_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住 所 西予市\_\_\_\_\_

## 添付書類

### 現況写真(2枚程度)

- ・申請地を赤色等で示して下さい。
- ・可能な限り申請地全体が収まるような写真をお願いします。

## その他

この証明書は現況を証明したものです。大洲法務局に地目変更登記をお願いします。この証明書は地目変更登記の際の添付書類になります。

登記完了すれば、法務局から税務課へ登記完了報告があり、固定資産台帳が変更されます。